

# 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案に関する意見募集について

令和 4 年 10 月 17 日  
国 土 交 通 省  
自 動 車 局

道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号。以下「改正道交法」という。）により、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車（以下「特定小型原付」という。）」が定義されることを踏まえ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）体系下においても、車両安全対策検討会の下に「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」を設置し、特定小型原付に区分される電動キックボード等の車両の安全対策の検討を行った結果、本年 10 月にその内容がとりまとめられました。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うことを予定しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様から当該検討内容に対するご意見を募集いたします。

## <意見募集要領>

### 1. 意見募集対象

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について（別紙）

### 2. 資料入手方法

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載
- ② 国土交通省自動車局車両基準・国際課において配布

### 3. 意見募集期間

令和 4 年 10 月 17 日（月）～令和 4 年 11 月 15 日（火）（必着）

### 4. 意見提出方法

後掲する意見提出様式にならい、氏名、住所、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

① インターネット

上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用

② 電子メール

メールアドレス hqt-so\_vtrd\_rtb\_kjh\_nga@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局車両基準・国際課 意見募集担当 あて

※ テキスト形式をご使用ください。

③ FAX

FAX番号 03-5253-1639

国土交通省自動車局車両基準・国際課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局車両基準・国際課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨お書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局車両基準・国際課 占部

電話番号（直通） 03-5253-8602

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42532）

(意見提出様式)

国土交通省自動車局車両基準・国際課 意見募集担当 あて

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示案に関する意見募集に対する意見

氏名 (フリガナ)	
住所	
所属 (団体名、部署名)	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	
ご意見の理由	